

公益財団法人アルカンシエール美術財団

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人アルカンシエール美術財団（英文表記の場合には **Foundation Arc-en-Ciel**）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

(2) この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(公告方法)

第3条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、美術館を運営する事業を行い、美術に関する国際交流を促進することにより、我が国現代美術の育成、発展に資すると共に、ひろく優れた美術作品を紹介して一般の人々の美術に対する意識の高揚を図り、もって我が国芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 事業

1. 美術に関する展覧会、講演会、研究会等の開催
2. 美術作家及びその研究等の国際交流の機会提供
3. 美術に関する情報、資料の収集及び提供
4. 美術作家に対する育成、援助
5. 美術館の設置及び運営
6. 機関紙及び美術に関する出版物の刊行と販売
7. 収蔵美術品の貸出及び写真掲載等の協力
8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 前項第1号に規定する事業を行う活動区域は、東京都内及び群馬県内とする。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. 移行認定時の財産目録に記載された財産
2. 寄附金品
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

(2) 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(2) やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき、又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行い、その方法は、理事会の議決を経て定める財産管理運用規程によるものとする。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(2) 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(3) 理事長は、第1項に規定する書類を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 理事長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
6. 財産目録

(2) 前項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従た

る事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事並びに評議員の名簿
3. 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(3) 理事長は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に、財産目録等（定款を除く）を行政庁に提出しなければならない。

(4) この法人は、法務省令で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規程に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金、財産の処分、義務の負担等)

第14条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席した理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

(2) この法人が重要な財産を処分する場合又は譲り受ける場合、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとする場合は、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計の原則)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第16条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(定数)

第17条 この法人には、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第18条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(2) 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

1. 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

2. 他の同一の団体（公益法人をのぞく。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - (1) 国の機関
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (4) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - (5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - (6) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は、認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(4) この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(2) 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(3) 評議員は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 20 条 評議員は、無報酬とする。

(2) 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 21 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 22 条 評議員会は、次の事項について決議する。

1. 理事及び監事の選任又は解任
2. 理事及び監事の報酬等の額
3. 評議員に対する報酬等の支給の基準
4. 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
5. 定款の変更
6. 残余財産の処分
7. 基本財産の処分又は除外の承認
8. その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 23 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 24 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(2) 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 25 条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

1. 監事の解任

2. 評議員に対する報酬等の支給の基準

3. 定款の変更

4. 基本財産の処分又は除外の承認

5. その他法令で定められた事項

(3) 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条第1項に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

(2) 議長及び出席した評議員の中から選出された1名以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第6章 役員

(役員の設定)

第31条 この法人には次の役員を置く。

1. 理事3名以上10名以内

2. 監事3名以内

(2) 理事のうち1人を理事長とし、1人を常務理事とする。

(3) 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第32条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任し、理事長及び常務理事は理事の中から理事会の決議により選定する。

- (2) この法人の監事には、この法人又はその子法人の理事及び評議員並びにこの法人又はその子法人の使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- (3) 各理事について、当該理事及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- (4) 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

(2) 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。常務理事は、理事会において定める職務権限規定により、この法人の業務を分担執行する。

(3) 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(3) 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(4) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(5) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(6) 監事は、第4項に規定する場合において、必要があると認めるときは理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(7) 前項の規定による請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(8) 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為に

よって当法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(2) 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。

(3) 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(4) 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。

(5) 理事又は監事は、第31条1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第37条 理事及び監事は、無報酬とする。

(2) 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(3) 前2項に関する必要な事項は、評議員会の議決を経て定める。

(4) 第1項に定める支給基準は、公表するものとする。

(競業及び利益相反取引の制限)

第38条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当該法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利害が相反する取引

(2) 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 40 条 理事会は、次の職務を行う。

1. この法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長及び常務理事の選定及び解職

(2) 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

1. 重要な財産の処分及び譲受け
2. 多額の借財
3. 重要な使用人の選任及び解任
4. 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
5. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第 41 条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

(2) 定時理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

(3) 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
3. 前号の請求のあった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
4. 第 3 4 条第 6 号又は第 7 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき。

(招 集)

第 42 条 理事会は、理事長が招集する。

(2) 理事長が欠けたとき又は、理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は、理事長に事故があるときは、常務理事がこれに当たる。

(決 議)

第 44 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 45 条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 46 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

（2）前項の規定は第 33 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

（2）出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

（理事会運営規則）

第 48 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 49 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

（2）前項の規定は、この定款の第 4 条及び第 5 条及び第 18 条についても適用する。

（3）前 2 項の変更を行ったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解 散）

第 50 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 51 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- (2) 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- (3) 事務局長の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。
- (4) 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- (5) 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(書類の備置き及び閲覧等)

第54条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

1. 定款
 2. 理事、監事、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 3. 事業計画書
 4. 収支予算書
 5. 貸借対照表
 6. 正味財産増減計算書
 7. 財産目録
 8. 収支計算書
 9. 事業報告書
 10. 監査報告書
 11. 理事会及び評議員会の議事録
 12. 公益認定法第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
 13. その他必要な書類及び帳簿
- (2) 前項各号の書類の閲覧等については、理事会の議決を経て、別に定める情報公開に関する規則等によるものとする。

第10章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な各種規則の制定、変更及び廃止等の事項は、理事会の決議を経て定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第16条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は原俊夫、常務理事は柳谷圭政とする。
4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

原 直 道
 本 田 親 彦
 秦 郷 次 郎
 F. ロイ・ロックハイマー
 大 林 剛 郎
 佐 藤 陽 一 郎

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
基本財産	
1. 美術品	絵画289点、彫刻46点、工芸62点、書蹟27点、版画170点、写真146点、映像71点、その他（インスタレーション等）77点
2. 定期預金	三菱UFJ銀行 京橋支店 定期預金
3. 貸付債権	日本土地山林株式会社 30億3千万円

別表第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産

財産種別	場所・物量等
特定の財産	
1. 美術品	絵画52点、彫刻6点、工芸1点、書蹟1点、その他3点 平成22年3月31日以前取得

令和元年 5月31日改訂
 令和5年 8月28日改訂
 令和7年10月29日改訂

役員名簿

令和7年3月31日現在

(50音順)

評議員

氏名	常勤・非常勤 役職
麻生和子	非常勤
大林剛郎	非常勤
佐藤陽一郎	非常勤
徳川義崇	非常勤
原直道	非常勤
丸山剛郎	非常勤

理事

氏名	常勤・非常勤 役職
原俊夫	常勤 理事長
原洋子	常勤 常務理事
國生肇	非常勤
坂本正	非常勤
平野信行	非常勤
安田信	非常勤

監事

氏名	常勤・非常勤 役職
千葉雄二	非常勤
野嶋慎一郎	非常勤

令和6年度事業報告書

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

公益財団法人アルカンシエール美術財団

令和6年度事業報告

I. 事業事項

令和6年度 原美術館 ARC 事業概況

令和6年度は、原美術館（品川）閉館から丸三年が経過し、「原美術館 ARC」の名称もようやく周知されてきた感のある一年であった。年末には、品川の屋内外に点在していた常設作品の大規模移設プロジェクトの締めくくりとして、ナム ジュン パイク作『ニーシェイン T』を開架式収蔵庫に移設した。現在は、メンバーシップ会員や美術関係者に、作品の脇に置いたモニターで在りし日の姿を伝える映像をごらんいただいているが、技術革新により近い将来、再び本来の形で鑑賞できる日が来ることを期待している。

本年度の入館者数は 27,023 名、開館日数は 265 日、平均入館者数は 102 名、入館料収入の総額は 34,813,436 円（税別）であった。前年比で入館者数は 123%、入館料収入は 125%という好調ぶりは、ザ・ミュージアムショップやカフェダールの営業成績にも比例した。[ショップ売上 25,480,749 円（税別）、カフェ売上 13,336,009 円（税別）] *ショップは前年度、青森県美への奈良美智グッズ売上有。

展覧会については、「多彩で質の高いコレクションを、テーマを設けて展観する」という従来の姿勢を貫きながら、第一期、第二期それぞれ「日本のまんなかでアートを叫んでみる」「心のまんなかでアートをあじわってみる」と、日ごろ美術館に行き慣れていない観光客の方にも親しみの持てるタイトルを採用したことも功を奏し、メディアの取材が相次いだ。常設作品の制作者である森村泰昌氏や東芋氏を招聘して行ったアーティストトークには、多くのファンが全国から駆け付けた。秋には、朝の全国ネットの情報番組での長時間の生中継にも対応。当日は早朝から問い合わせの電話が鳴り続け、放送直後から比較的年齢層の高い入館者が急増する事態となったほか、人気ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」の「常設展へ行こう！」コーナーに取り上げられ、暮れの 12 日間、連続で公開されたことも年末年始の増員につながった。また、伊香保地域全体の集客の拡大も見逃せない要因のひとつである。テレビをはじめとするマスメディアで伊香保エリアが紹介される機会が増し、20～30 代の宿泊客も目覚ましくアップしている。そこから当館まで足を延ばす観光客の増加や、あるいは当館来訪を主目的として伊香保に宿泊するケースも考えられるが、いずれにせよ温泉宿泊とセットで足を運ぶケースが増えていることは、連日の開館直後の来館者数の増加からも見て取れた。年度末からは久しぶりの海外作家による特別企画「ジャネット カーディフ 40 声のモテット」および「この、原美術館 ARC という時間芸術」展を開催した。カナダ在住のジャネット カーディフを招いて催された講演会とそれに続くミニレセプションには多くのゲストが参集し、作家を囲み華やかで和やかなひとときを過ごす好機となった。その後、年度をまたいだ会期中には、〈聴く彫刻〉を磯崎建築のなかで体感しようと多くの美術関係者の視察が相次いだ。また、所蔵作品をはじめとする資料のデジタル化およびデジタルトランスフォーメーションの一環として初夏より取り組んできた「Bloomberg Connects」への参画準

備の第一段階がようやく終了し、2025年4月より一般公開する運びとなった。アプリのインストールで世界中どこからでもアクセス可能の作品解説などのコレクション情報は、今後も随時更新してゆく予定である。

A. 学芸事項

【1】展覧会の開催

2024年度において次の通り展覧会を開催した。

(1) コレクション展「日本のまんなかでアートをさげんでみる」

会期 2024年3月16日—9月8日

*2023年度から継続 *古美術展示替え：2024年6月13日

会場 原美術館 ARC (展示室：現代美術ギャラリーA、B、Cおよび特別展示室・観海庵)

開催日数 会期全体：158日 (2023年度：14日、2024年度144日)

入館者数 会期全体：15,995人 (1日平均101人)

*2023年度：1,595人 (1日平均114人)、2024年度：14,400人 (1日平均100人)

内容

原美術館 ARC の所在地である渋川市が日本の中心であると自称することから発想し、物事を捉える角度や尺度次第でその位置を様々に変化させる「まんなか」をテーマとした。中心とは何かを問い、様々な中心と周縁との関係を考察する収蔵作品展を開催した。

一般的に原美術館 ARC は、原美術館が日本の中心都市・東京からその周縁へと拠点を移した美術館であると捉えられる傾向にあり、また、企画展を展覧会の中心にすえがちな日本において、当館が注力する収蔵作品展は周縁的な展覧会と見なされることが多いが、本展はそのような既成概念を変えていくための初めの一步とする企画であった。そしてそのための試みとして、原美術館やハラ ミュージアム アーク時代から収蔵作品展に用いていた「原美術館コレクション」や「原六郎コレクション」という副題を使用せず、企画展と同様の主題のみの展覧会名とした。

出品作家

現代美術：安藤正子、磯崎新、榎倉康二、草間彌生、崔在銀、佐藤時啓、杉本博司、戸谷成雄、名和晃平、ヤン ファーブル、バックミンスター フラー、ジョナサン ボロフスキー、森村泰昌、アドリアナ ヴァレジョン、など

古美術：岸駒『寒山拾得』、雪村『列子御風図』、長沢蘆雪『群雀図』、林登科『藻魚図』、『角力図屏風』、など

(2) コレクション展「心のまんなかでアートをあじわってみる」

会期 2024年9月14日—2025年1月13日

*古美術展示替え：2024年11月14日

会場 原美術館 ARC（展示室：現代美術ギャラリーA、B、C および特別展示室・観海庵）開催

日数 105日

入館者数 10,904人（1日平均103.8人）

内容

本年度開催の「まんなか」展、第1期（春夏季）は「日本のまんなかでアートをさげんでみる」と題し、当館のコレクション作品を中心に、「日本のまんなか」を自称する群馬県渋川市から、あるいは鑑賞者自身から「外側」へアートを発信していくような企画を開催した。続く第2期にあたる本展では「心のまんなかでアートをあじわってみる」と題し、作品に向かい合う人それぞれが自身の心の「内側」へと美術を引き寄せることを提案した。

専門的な知識がないと楽しめないと思われてしまいがちな現代美術だが、本来「鑑賞」することの語源は「味覚」や「趣味」を意味する *taste* と同じであり、またそこには個人の「好み」で「判断」する行為も含まれる。各ギャラリーには「遠く離れてみる」や「目を閉じてみる」など、鑑賞のヒントとなる小テーマを設け、また、アンディ ウォーホルや草間彌生、奈良美智など知名度のあるアーティストから、彫刻家が手がけた平面作品といった意外なものまで、来館者それぞれの「今の気持ち」に寄り添えるよう、さまざまな表現の作品をセレクトした。

出品作家

現代美術： マックス ストリッヒャー、増田佳江、加藤泉、横尾忠則、辰野登恵子、吉田克朗、菅井汲、リチャード セラ、米田知子、ジャスパー ジョーンズ、名和晃平、黎 志文、アンディ ウォーホル、デイヴィッド ホックニー、福田美蘭、草間彌生、ロイ リキテンシュタイン、東芋、須田悦弘など

古美術：伝 小栗宗湛《月に猿猴図》、狩野探幽《龍虎図》、円山応挙《淀川両岸図巻》（下図）など

(3) 「この、原美術館 ARC という時間芸術」

特別企画 「ジャネット カーディフ：40 声のモテット」

*2025 年度へ継続

会期 特別企画および第 1 期：2025 年 3 月 15 日—5 月 11 日

第 2 期：2025 年 5 月 16 日—7 月 6 日

協賛 エルメスジャパン株式会社

会場 原美術館 ARC（現代美術ギャラリーA、B、C および特別展示室・観海庵）

内容

移ろう自然の中で翼を広げる磯崎新建築の端正さに心動き、天窓からの自然光の下で個性あふれる作品と出会い、屋外に出ては草花の咲く庭に点在する宮脇愛子の《うつろひ》や多田美波の《明暗》に環境とともにある作品のあり方を観るといったように、原美術館 ARC での鑑賞体験は、個々の作品鑑賞にとどまらず、当館にあるひとつひとつの要素が、当館に身をおく時間や気象の変化とともに緩やかに繋がっていくという特徴をもつ。そのような原美術館 ARC はそれ自体が詩のような、音楽のような芸術、つまり時間芸術なのではないかと表明する展覧会とする。

会期序盤は、特別企画として、カナダを拠点に活躍するジャネット カーディフのサウンドインスタレーション、《40 声のモテット》を自然光あふれる磯崎新設計のギャラリーA に展示し、音が構築する彫刻的空間を体験する機会とする。

本作は、トマス タリス(16 世紀イングランド王国の作曲家、王室礼拝堂オルガン奏者)作の 40 声の楽曲を再構成したもので、2001 年の発表以来、世界各地で鑑賞されているカーディフの初期代表作である。楕円形に立ち並ぶ 40 台のスピーカーの一台一台から一人一人の声が聞こえ、徐々に声が重なり合い、やがて 40 人が今ここで歌声を響かせ合っているかのような臨場感を来館者は体験することができる。

一方、ギャラリーB と C には当館の収蔵作品から、2024 年高松宮殿下記念世界文化賞を受賞したソフィ カルの《限局性激痛》を展示する。カルの“人生最悪の日”までのカウントダウンと、自身の心の痛みを他人の苦痛と交換することで徐々に痛みが薄れてゆく過程を観る／読むことで、カルのみならず鑑賞する我々の感情にも変化が生じてゆく。

5 月 16 日からのギャラリーA には、李禹煥が当館での個展（1991 年）用に制作した大作の三連画《風と共に》や山本紉の《落下する水》シリーズなど、制作にも鑑賞にも時間の流れを伴う作品群を収蔵作品から選び、ここにしかない、原美術館 ARC という時間芸術を存分に堪能する機会とする。

出品作家（予定）

ジャネット カーディフ、ソフィ カル、剣持和夫、崔在銀、戸谷成雄、宮脇愛子、山本紉、李禹煥など

【2】作品修復・保存

【現代美術】

(1) オラファー エリアソン 《Sunspace for Shibukawa》(2009年)

修復業者：ディーブレーン、E.P.A 武松氏監修

2024年9月5日に歪んだ扉部分の蝶番の交換・調整を実施、さらに2025年1月27日から30日にかけて内部スクリーンの補修再塗装工事を実施した。

(2) 草間彌生《自己消滅》(1980年)

修復業者：修復研究所 21

2024年3月14日、展示作業中に作品に付属する展示用ワイヤーが経年劣化のため断裂しレリーフが落下、一部破損した。2024年9月9日、10日に館内にて部分補修を行い、その後、修復研究所 21 へ輸送、修復作業を実施中。(2025年6月頃完了予定)

(3) 福田美蘭《静物》(1992年)

修復業者：修復研究所 21

作品キャンバスのズレと、脆弱な紙製画面の反り防止を実施した。2024年9月9日完了納品。

(4) 遠藤利克《Plan for Sculpture of Circle》(1987年)

修復業者：修復研究所 21

経年劣化による金属板の浮きと、石膏面の亀裂の修復を実施中。

(2025年6月頃完了予定)

(5) 堂本尚郎《連続の溶解》(1965年)

修復業者：修復研究所 21

経年劣化によるキャンバス表面の反りと油絵の具の剥落の修復を実施中。

(2025年6月頃完了予定)

【古美術】

2021年度(令和3年度)に原家より受贈した作品111点中、以下の仏教絵画(計5点)修復を、前年に引き続き実施した。

(修復業者：半田九清堂。内田常務理事と学芸員複数名が3か月ごとに工房へ出向き、進行状況の確認および修復方法の検討を両者により繰り返し実施。2025年5月頃作業完了予定)

1.七佛曼荼羅 2.十一面観音図 3.法華曼荼羅図 4.宝冠釈迦図 5.阿弥陀三尊来迎図

【3】作品の受贈

(1) 原俊夫理事長より、以下の現代美術作品 10 点を受贈した。

1. イヴ クライン 「赤」 1958 年 カンヴァスに油彩 44 x 34 cm



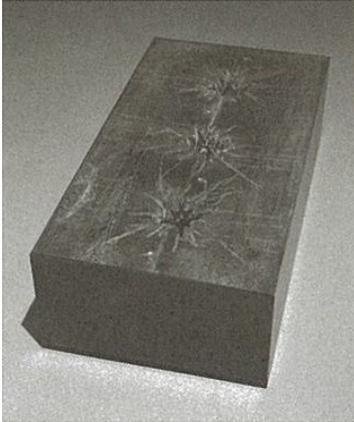
2. ピエロ マンゾーニ 「白ウサギの毛皮」 1961 年 板に塗装、毛皮 41.8 x 36 x 4.5 cm



3. 横尾忠則 「葬列 II」 1969/1985 年 6 枚のアクリル板にシルクスクリーン 74.5 x 113.5 x 9 cm



4. 戸谷成雄 「地霊」 1991 年 木、灰、鉄、ガラス、アクリル 32 x 118.5 x 61 cm



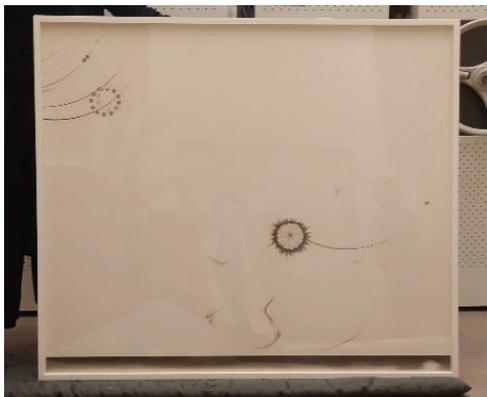
5. ジャン ホワン 「養魚池の水位をあげるために」 1997 年 カラー写真 119.2 x 189.4 cm



6. やなぎみわ 「案内嬢の部屋 1F」 1997 年 カラー写真、アクリル 240 x 210 cm (2 枚組)



7. 佐伯洋江 「Untitled」 2011年 紙にシャープペンシル、色鉛筆、アクリル 103 x 120 cm



8. ピピロッティ リスト 「Homo Melting Touching Homo」 2007年 カラー写真 115x147 cm



9. ニコラ ビュフ 「聖クリストファー／ユリシーズ」 2014年 木、ペンキ、インダストリアルマーカー 165.5 x 150 x 35 cm



10. 米田知子 「藤田嗣治の眼鏡—日本出国を助けたチャーマン GHQ 民政官に送った電報を見る」 2015年 ゼラチンシルバープリント 38 x 38 cm



B. 普及事項

【1】 イベント、講演会、教育プログラム等

本年度は下記の通り、14件のイベント等を開催した。

(1) 原美術館 ARC メンバー限定イベント「Art in Town: 国立西洋美術館」

日時：2024年5月11日（土）14:00-

会場：国立西洋美術館

参加費：2,000円（入館料別）

注目の展覧会を見学する、原美術館 ARC メンバーシップ会員のための特別プログラムとして、国立西洋美術館初の試みとして開催された、現代アーティストとのコラボレーション展「ここは未来のアーティストたちが眠る部屋となりえてきたか?——国立西洋美術館 65年目の自問 | 現代美術家たちへの問いかけ」を訪問した。当日は、参加アーティスト鷹野隆大氏に展覧会場で解説いただいたのち各自で自由に展覧会を鑑賞した。

参加人数：11名

(2) 担当学芸員によるギャラリーガイド

日時：2024年6月2日（日）13:30、11月3日（日）13:30

会場：原美術館 ARC ギャラリーA、B、C

参加費：500円（入館料別）

「日本のまんなかでアートをさげんでみる」（春夏季）と「心のまんなかでアートをあじわってみる」（秋冬季）中に、それぞれの担当学芸員によるギャラリーガイドを開催。展覧会に込められたメッセージや展示作品の詳しい解説、当館コレクションに加えられた経緯など、参加者からの質疑応答を織り交ぜながら展示会場を巡った。

参加人数：8名（6月2日）、6名（11月3日）

(3) 原美術館 ARC 賛助会員・寄付者限定イベント「展覧会ギャラリーガイド&青野館長を囲んでのカフェランチ」

日時：2024年6月23日（日）12:15-15:00

会場：原美術館 ARC

参加費：無料

日頃より当館の活動を支援くださっている、賛助会員および寄付者の方への感謝の気持ちを込めた限定イベントを開催した。展覧会「日本のまんなかでアートをさげんでみる」担当学芸員の坪内学芸部長と一緒に展示室を回るギャラリーガイドへご参加いただいたのち、カフェ ダールに移動して青野館長と一緒にテーブルを囲み、和やかなランチタイムをお楽しみいただいた。

参加者：6名

(4) アートを使った手話通訳実習（群馬大学との共催授業）

日時：2024年7月13日（土） 10:00-14:00

会場：原美術館 ARC 回廊（ワークショップ会場）、ギャラリーA、B、C

参加費：無料（入館料減免申請）

群馬大学共同教育学部で手話通訳を学ぶ学生による実践実習を本年度も開催。今回はうちわをつくるワークショップと、ギャラリー内での作品鑑賞の2本立てで行った。ワークショップでものを作るには両手を使うため、手話を用いたコミュニケーションに工夫が必要となる。そのためより日常生活での実践に近い内容となった。作品鑑賞では学芸員が作品の説明を行い、それを学生がろう者に向けて手話で通訳し、質問や感想についても手話を通してその場で丁寧に共有する。学芸員は専門用語を避け、ゆっくり話すなど、昨年の反省点を活かしながら、今回も言語や音情報に頼らないコミュニケーションの難しさや楽しさについて改めて考察する機会となった。

参加人数：10名（大学生7名、教員3名）

協力：群馬大学共同教育学部

（5）ワークショップ 和紙でうちわをつくろう

日時：2024年7月20日（土）、21日（日） 各日 10:00-13:00-/15:00-（所要時間約40分）

会場：原美術館 ARC 回廊スペース

参加費：600円（入館料別）

毎年開催している、染料で染めた和紙を用いてうちわをつくるワークショップを開催（7月13日、14日は「ろうけつ染め」の回だったが、講師急病につき延期。そのため両日は折り染めの内容に変更し開催した）。参加者は当館スタッフの指導のもと、折りたたんだ和紙を顔料インクで思い思いに染め、それを広げてうちわの骨に貼りつけて仕上げるもので、主に親子での来館者や小学生をターゲットにしている。簡単なワークショップを通して作品を作る愉しみを育み、また出来上がりの違いや個性を比べてみることで美術に親しむ感性を養うことを目的としている。事前予約も必要ないことから、飛び入りでの参加者も多くみられた。

参加人数：68名（4日間）

（6）ワークショップ ろうけつ染めでうちわをつくろう

講師：大竹夏紀

日時：2024年7月27日（土）、28日（日） ※7月13日、14日から変更

10:00-14:00-（所要時間各約120分）

会場：原美術館 ARC 回廊スペース

参加費：2,500円（入館料別）

うちわを作るワークショップの特別回として、昨年に引き続き、県内在住の染色アーティスト 大竹夏紀氏を講師にろうけつ染めでうちわをつくる回を開催した。専門的な道具が必要な「ろうけつ染め」を体験する数少ない機会でもあり、作家指導のもとオリジナルのうちわを作れることが好評を得ている。当日は作家のファンを中心に、小学生からシニア世代まで幅広く参加。回廊から見えるさわやかな景色や、展覧会も合わせて、原美術館 ARC で過ごす「アートなひととき」を

お楽しみいただきました。

参加人数：21名

(7) 「Meet the Artist: 森村泰昌 私説 レンブラントはどんな画家？」

講師：森村泰昌

日時：2024年8月25日（日）16:45-17:45

会場：原美術館 ARC カフェ ダール

参加費：1,500円（一般）、1,000円（原美術館 ARC メンバー）入館料別、1ドリンク付き

長年にわたって国際的なアートシーンの第一線で活躍を続ける森村泰昌氏による講演会を開催。常設作品『輪舞（双子）』のほか、開催中の「日本のまんなかでアートをさげんでみる」展で展示中のレンブラントを題材としたシリーズを中心に、自作についてたっぷりと語っていただいた。トーク終盤には、森村氏による長編映像作品『エゴシンボシオン』の中から、当館のユニークな環境を活かして撮影された〈レンブラントの章〉も特別上映するなど、終始集まった多くのファンを魅了した。

参加人数：65名

(8) 屋外作品ガイドツアー

日時：2024年9月22日（日）11:00-、10月5日（土）11:00-（所要時間各約60分）

会場：原美術館 ARC

参加費：500円（入館料別）

自然豊かな環境や、その中に佇む磯崎新氏設計の建築、そして見過ごされてしまいやすい屋外作品を巡るツアーを開催。参加者は当館学芸員による作品解説や建築の特徴、植栽や季節ごとの楽しみ方の説明に耳を傾けつつ、質疑応答を交えながら和やかな会となった。展覧会とは別の側面から当館の魅力を知ってもらう機会でもあるので、今後も継続して開催したい。

参加人数：2名（9月22日）、1名（10月5日）

(9) 「Meet the Artist: 東芋 秋の夜長の東芋語り 第2夜」

講師：東芋

日時：2024年10月13日（土）16:15-17:45

会場：原美術館 ARC カフェ ダール

参加費：1,500円（一般）、1,000円（原美術館 ARC メンバー）入館料別、1ドリンク付き

開催中の展覧会「心のまんなかでアートをあじわってみる」関連イベントとして、東芋氏によるトークイベントを開催。青野和子館長を聞き手に、常設作品『真夜中の海』や展示中の近松門左衛門の人形浄瑠璃『曾根崎心中』を映像インスタレーションとして作品化した『糸口心中』（当館では初公開）を中心に、近年の多岐にわたる創作活動で気づいたご自身の変化など、これまでの活動を振り返りながらお聞きした。会場となるカフェでは、作家自身が持ち込んだ作品原画も展示・公開するなど、貴重な一夜となった。

参加人数：42名

(10) 対話型作品鑑賞

日時：2024年11月9日（土）11:00-12:00

参加費：無料

協力：対話型アート鑑賞ラボ

「対話型鑑賞」とは、文字通り、参加者どうしがおしゃべりをしながら鑑賞することで作品の見え方を広げていく方法。開催中の「心のまんなかでアートをあじわってみる」展では、作品と向き合ったときに頭で考えすぎず、自分自身の心のなかに浮かんだ印象や疑問を大切にしたいというメッセージを込めているため関連企画として開催した。今回は、県内で活動する「対話型アート鑑賞ラボ」にファシリテーターを依頼し、事前に打ち合わせを重ね、1作品15分程度を巡るプログラムを組んだ。当日の参加者には他の人と意見交換をしたい方、当館メンバーシップ会員、美術館の教育普及に携わる方や他館でボランティアをされている方も交えながらグループごとに積極的な意見交換が見られ、一緒に回った担当学芸員にとっても思いがけない発想や見方、解釈を聞くことができ、有意義な時間を過ごすことができた。

参加人数：9名

(11) 学校の先生無料鑑賞日

日時：2024年12月23日（月）-12月29日（日）

※休館日である12月26日（木）を除く6日

会場：原美術館 ARC

参加費：無料

対象の期間中、教育機関に携わる教職員の方々を対象に、当館を利用した授業や学外活動などを検討いただくことを目的とした無料観覧・自由見学の機会を設けた。まずは学校の先生に当館に来ていただき、どのようなワークショップや鑑賞教育ができるのかを具体的にイメージしてもらうことが狙い。今年度から初めて開催するため、事前に渋川市教育委員会に相談し、校長会で告知を行うなどの働きかけを行った。期間中合計38名の先生が参加したほか、当日や後日にこの取り組みについての問い合わせもあり、継続して行うことで教育関係施設での当館の認知度が高まるのではないかと手ごたえを感じる機会になった。

参加人数：38名

(12) 原美術館 ARC メンバー限定イベント Art in Town: 特別レクチャー「知っておくべきデジタルアートの今」

講師：斯波雅子氏

日時：2025年2月9日（日）14:00-15:30

会場：Spacetainment Coffee

聴講料：3,500円（ドリンク代含む）

原美術館 ARC メンバーシップイベントとして「知っておくべきデジタルアートの今」と題した特別レクチャーを、東京の Spacetainment Coffee にて開催した。アジア文化系団体のマネジメントやアート&テクノロジー分野で豊富な経験を持つ専門家であり、非営利団体 BEAF 共同創設者兼 ED の肩書を持つス波雅子氏から、具体的な事例を通して、NFT、ブロックチェーン、AI アートなど、最新のデジタルアートの状況について包括的な内容を伺った。

参加人数：7名

(13) 「Meet the Artist: ジャネット カーディフ」

講師：ジャネット カーディフ

日時：2025年3月23日（日）14:30-16:00

会場：原美術館 ARC カフェ ダール

参加費：一般 1,500 円、大高生 700 円、小中生 500 円 原美術館 ARC メンバー無料（入館料別）

特別企画「ジャネット カーディフ：40 声のモテット」の関連イベントとして開催。当館ギャラリーA で展示中の「40 声のモテット」や近作について、アーティスト本人から話を聴くことのできる貴重な機会となった。また講演会終了後には会場を当館回廊スペースに移し、作家を囲みでのミニパーティーを開催した。

参加人数：56名

(14) 原美術館 ARC メンバー限定イベント 開架式収蔵庫ツアー（所要時間約 60 分）

日時：2024年4月14日（日）11:00 4名

5月5日（日）11:00 1名

6月2日（日）11:00 メンバー5名、一般12名

7月7日（日）11:00 7名

8月4日（日）11:00 1名

9月1日（日）11:00 0名

10月13日（日）14:00 15名

11月3日（日）11:00 メンバー2名、一般6名

12月1日（日）11:00 4名

2025年1月5日（日）11:00 2名

2023 年度よりメンバー特典として開催している開架式収蔵庫ツアー。通常は非公開の開架式収蔵庫内で、当館の所蔵作品や開催中の展覧会について解説する機会とした。

※6月2日（土）、11月3日（土）は一般参加者（有料：1,000 円/入館料別）あり。

※10月13日（土）は「Meet the Artist: 束芋」開催とあわせ 14:00 開催。

参加人数合計：59名

【2】外部協力

青野和子

東京都現代美術館 美術資料収蔵委員会委員

群馬県文化審議員

群馬県博物館連絡協議会 副会長

渡辺純子

アジアン・カルチュラル・カウンスル日本財団 理事

坪内雅美

学習院大学 非常勤講師

【3】所蔵作品の貸し出し

(1) 貸出先：富山県美術館

期間：2024年2月1日から4月11日

理由：「倉俣史朗のデザイン-記憶のなかの小宇宙」展（2024年2月17日から2024年4月7日）

への貸し出し出品のため ※三会場の巡回展の第二会場

作家名：倉俣史朗

作品名《インペリアル》（1981年）

(2) 貸出先：横尾忠則現代美術館

期間：2024年1月14日から5月14日

理由：「横尾忠則 ワーイ！★Y字路」展（2024年1月27日から5月6日）への貸し出し出品のため

作家名：横尾忠則

作品名：《暗夜行路 眠れない街》（2001年）、《暗夜行路 2001年9月11日》（2001年）

(3) 貸出先：京都国立近代美術館

期間：2024年4月11日から8月29日

理由：「倉俣史朗のデザイン-記憶のなかの小宇宙」展（2024年6月11日から8月18日への貸し出し出品のため ※三会場の巡回展の第三会場

作家名：倉俣史朗

作品名《インペリアル》（1981年）

(4) 貸出先：愛知県美術館

期間：2024年5月21日から10月1日

理由：「アブソリュート・チェアーズ」展（2024年7月18日から9月23日）への貸し出しのため ※二会場の巡回展の第二会場

作家名：ジム ランビー

作品名：《トレイン イン ヴェイン》（2008年）

（5）貸出先：横尾忠則現代美術館

期間：2024年8月22日から12月27日

理由：「レクイエム 猫と肖像と一人の画家」展（2024年9月14日から12月15日）への貸し出し出品のため

作家名：横尾忠則

作品名：《戦後》（1985年）※磯崎新監修（再制作）フレーム付き

（6）貸出先：茨城県立歴史館

期間：2024年12月17日から4月中旬

理由：「開館50周年記念 雪村 一常陸に生まれし遊歴の画僧一」展（2025年2月15日から4月6日）への貸し出しのため

作家名：雪村

作品名：《列子御風図》（室町時代）

（7）貸出先：鳥取県立美術館

期間：2025年3月2日から6月下旬

理由：「アート・オブ・ザ・リアル 時代を超える美術」展（2025年3月30日から6月15日）への貸し出しのため

①作家名：円山応挙

作品名：《淀川両岸図巻》（本図）（江戸時代）

②作家名：スラシ クソンウォン

作品名：《Small is Beautiful- Gerhart Richter（小さいことは美しい-ゲルハルト リヒター）》（2001年）

③作家名：スラシ クソンウォン

作品名：《Small is Beautiful- Floating Market（小さいことは美しい-水上市場）》（2001年）

【4】学校、団体来館の記録

中学校・高等学校1件、大学7件、専門学校2件、一般団体他34件 899名

詳細

・学校団体10件

東京藝術大学（9名）、山脇美術専門学校 VD科（84名）、群馬大学（10名）、NHK 学園高等学校（53名）、国学院大学（26名）、筑波大学（26名）、日本大学（2024年9月22日利用、30名）、中央工学校（31名）、学習院大学（10名）、日本大学（2025年3月28日利用、20名）

・一般団体 34件

ティコティン日本美術館関係者（7名）、福生市民生児童委員協議会（27名）、T-LIFE ホールディングス(株)生活クラブ（16名）、デザインファーム建築設計スタジオ（22名）、南海国際旅行アートツアー（23名）、アジアソサエティ（21名）、国際交流基金（12名）、埼玉県立近代美術館友の会（29名）、ブライトスプーン（韓国旅行会社、3回利用、計53名）、クラブツーリズム（4回利用、計69名）、他

【5】ポスター・チラシなどの作成配布

（1）「日本のまんなかでアートをさげんでみる」	ポスター	チラシ
	100枚	30,000枚
（2）「心のまんなかでアートをあじわってみる」	ポスター	チラシ
	100枚	25,000枚

C. 広報

原美術館ARC

取材件数 208件(和文媒体 204件／外国語媒体 4件)

令和6年度は「日本のまんなかでアートをさげんでみる」展(第一期)と「心のまんなかでアートをあじわってみる」展(第二期)のふたつのコレクション展を開催。当館のある渋川市は「日本のへそ」を称していることから「まんなか」を共通テーマにしつつ、美術館は国内外に向かってアートを発信する役割と、自分の内側にアートを引き寄せる場であるという真逆のベクトルを持っていることに着目し、第一期・第二期で異なる内容になるよう企画した。両展覧会とも内覧会は開催せず、第一期は3月18日と22日、第二期は9月17日にプレス向けギャラリーガイドを開催した。

特別展や国宝・重要文化財などの展示を行わないものの、コレクションの多彩さを活かしたセレクト、そして第一期・第二期ともにギャラリーAに大きな作品を展示するなどしてメディアの目を引く展示を行った。新聞やインターネット記事、雑誌だけでなく、4月26日には群馬テレビ、5月17日には千葉テレビの取材があり、さらに10月9日にはテレビ朝日系の朝の情報番組「グッド！モーニング」の生中継を当館から行った。ここでは人気の気象予報士、依田司氏のお天気コーナーで草間彌生「ミラールーム(かぼちゃ)」、鈴木康広「日本列島のベンチ」やジャン=ミシェル オトニエル「Kokoro」など当館の顔とも呼べる作品をご紹介いただいた。番組放送中から多数の問い合わせがあり、入館者が急増した。もうひとつ反響のあった取材として、人気ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」の中のコーナー「常設展へ行こう！」で取り上げられ

た点も特筆したい。この記事は12月19日から30日まで12日間、連続して公開されたこともあり、年末年始の観光客誘致につながった。

このほか、8月25日に森村泰昌氏、10月13日に東芋氏の講演会を開催した際に両氏のインタビュー動画を撮影、当館公式YouTubeにて公開した。昨年制作した奈良美智氏のインタビューとともに、多くのファンを引き付け効果的なPRとなっている。本年度はこれまで課題としていたSNSの更新頻度を増やすことができ、展覧会情報に四季折々の自然環境の美しさや、便利な交通情報、ミュージアムショップのグッズやカフェのメニューを織り交ぜ紹介することで、多くの観光客を誘致するよう工夫した。引き続き、満腹家もぐもぐ氏に作品のイラスト解説を依頼し、こちらも好評なことから、今後も展覧会開催情報だけの情報発信に留まらない多角的な試みを行いたい。

外国語媒体ではインバウンド向け観光情報サイト「Greater TOKYO」による取材掲載があった。

なお、館公式のX(旧twitter)はフォロワー数約120,000人と昨年とほぼ同様だが、Instagramは約35,000人から約37,000人へと増加している。

■ 展覧会 計 156 件(和文 154 件／外国語 2 件)

1. 日本のまんなかでアートをさげんでみる
(2024年3月16日－2024年9月8日) 71件[和文70件／外国語1件]
2. 心のまんなかでアートをあじわってみる
(2024年9月14日－2025年1月13日) 67件[和文66件／外国語1件]
3. この、原美術館 ARC という時間芸術
(2025年3月15日－2025年7月6日) 13件[和文13件]
4. 〈特別企画〉ジャネット カーディフ:40 声のモテット
(2025年3月15日－2025年5月11日) 5件[和文5件]

■ 施設紹介、他 計 52 件(和文 50 件／外国語 2 件)

1. ARC 施設紹介 33件[和文31件／外国語2件]
2. イベント、ワークショップ 6件[和文6件]
3. カフェ ダール 3件[和文3件]
4. ザ・ミュージアムショップ 2件[和文2件]
5. ロケ 1件[和文1件]
6. ARC その他 5件[和文5件]
7. その他 2件[和文2件]

〈掲載媒体〉(和文／外国語、順不同)

【新聞】上毛新聞、読売新聞、タウンぐんま(群馬よみうり)、朝日新聞、毎日新聞、東京新聞、産経新聞、新美術新聞(美術年鑑社)、教育家庭新聞

【美術・デザイン専門誌】月刊ギャラリー(ギャラリーステーション)、美術の窓(生活の友社)、アートコレクターズ(生活の友社)、アーチ(アートコレクションハウス)、東京ミュージアムガイド改訂版(朝日新聞出版)、白髪一雄-行為にこそ総てをかけて-(青幻舎)

【情報誌】わんだふるオーナーズ(CHINTAI)、Honda じゃらん(リクルート)、nakama(茨城トヨタ)

【一般誌】和楽(小学館)、ブレーション(宣伝会議)、旅行読売(旅行読売出版社)、じゃらん関東東北(リクルート)

【男性誌】men'sFUDGE(三栄)、POPEYE(マガジンハウス)

【女性誌】marie claire(読売新聞社)、家庭画報(世界文化社)、FUDGE(三栄)、フィガロジャポン(CCC メディアハウス)、ゆこゆこ関東版(ゆこゆこホールディングス)

【フリーペーパー】西 Navi(JR 西日本)、月刊留学生(大悟)、きりり渋谷(渋谷市)

【ガイドブック】群馬の博物館・美術館ガイドマップ(群馬県博物館連絡協議会)、るるぶ(JTB パブリッシング)、るるぶ情報版(JTB パブリッシング)、ことりつぶ(昭文社)、まっぷるマガジン(昭文社)、COLOR+(昭文社)、地球の歩き方群馬(地球の歩き方)

【ムック・書籍】首都圏発日帰り大人の小さな旅(昭文社)、原六郎-渋谷栄一と並び立つ実業家-(神戸新聞総合出版センター)、丹下健三・磯崎新 建築図鑑(総合資格)

【その他・専門誌】リロクラブ会報誌(リロクラブ)、みなとびつく福利厚生倶楽部(リロクラブ)

【スマホアプリ】チラシミュージアム(イープラス)

【ウェブサイト】美術手帖(美術出版社)、Internet Museum(丹青社)、TOKYO ART BEAT(アートビート)、Tokyo Live&Exhibits、Art iT(アートイト)、美術展ナビ(読売新聞)、個展ナビ(個展ナビ)、アートアジェンダ(FAITH)、アートスケープ(大日本印刷)、今見られる全国おすすめ展覧会 100(KATYCOM)、ArtSticker(TheChainMuseum)、アートテラー・とに〜の【ここにしかない美術室】、Sfumart(ミュージアムマン)、群馬県の博物館・美術館をかたん検索(群馬県博物館連絡協議会)、日本美術著作権協会、ART news JAPAN(MAGUS)、美術館巡りのお手伝い!、ARToVILLA(大丸松坂屋百貨店)、Art Photo Site(ブリッツ・インターナショナル)、常設展へ行こう!(ほぼ日刊イトイ新聞)、Premium Japan(プレミアムジャパン)、VOGUE JAPAN(コンデナストジャパン)、FIGARO.JP、エル・デコ(ハースト・デジタル・ジャパン)、GINZA(マガジンハウス)、モダンリビング(ハースト婦人画報)、ぴあ、東京アートニュース(株式会社MAP&NEWSnet)、心にググっと観光ぐんま(群馬県)、ぐんラボ(朝日企画)、Walker plus(KADOKAWA)、

Fashion Press(Fashion Press)、goo ニュース(NTT レゾナント)、伊香保づくし(伊香保温泉旅館協同組合)、日本旅行(株式会社日本旅行)、BIGLOBE 旅行(ビッグロブ)、駅探、るるぶ+(JTB パブリッシング)、ゆこゆこ、Greater TOKYO(関東広域観光機構)、Tokyo Weekender(ENGAWA)、関越交通、他

【YouTube】群馬県公式チャンネル・tsulunos

【その他】ぐんまちゃん SNS(群馬県)、しぶかわ広域おでかけマップ改訂版(渋川市)

D. Hara Museum Web

www.haramuseum.or.jp

blog:www.art-it.asia/u/HaraMuseum

Twitter: @haramuseum_arc

Instagram: @haramuseumarc

令和6年度の動き

当館と所蔵作品へより一層の親しみを持ってもらえるよう、スペシャルページに満腹家もぐもぐ氏による作品イラスト解説を掲載し、好評を得た。今後は公式ウェブサイトへのプライバシーポリシーの掲出や Web アクセシビリティなど未着手の部分についても対応を進めていきたい。

〈アクセスログ解析 (<https://www.haramuseum.or.jp>)〉

*月平均訪問者数 57,030 件

*月別最多訪問者数 82,489 件 (2024年10月 展覧会「心のまんなかでアートをあじわってみる」)

※2024年5月の公式ウェブサイトサーバー変更に伴い、アクセスログ解析の項目も前年度から変更となった。

E. 海外交流

【1】 招聘

1. ジャネット カーディフ(「40声のモテット」展 作家)
2. テイトス マダーレヒナー(「40声のモテット」展 技術者)

【2】 派遣 なし

F. メンバーシップ

【1】メンバーシップの動き

令和6年度は、全会員への特典として、原則毎月第一土曜日に開催していた「原美術館 ARC メンバー限定開架式収蔵庫ツアー」を、高崎駅発着の関越交通路線バス「原美術館 ARC 線」の運行日に合わせ、毎月第一日曜日に開催する形へと変更した。この変更により、利便性が向上し、参加者の多くから好評を博した。さらに、館外訪問型イベント「アート イン タウン」では、国立西洋美術館における初の試みとして開催された、現代アーティストとのコラボレーション展「ここは未来のアーティストたちが眠る部屋となりえてきたか?——国立西洋美術館 65 年目の自問 | 現代美術家たちへの問いかけ」を見学した。当日は、出品作家の鷹野隆大氏に、ご自身の作品の前で解説していただくという貴重な機会となった。また、6 月には賛助会員および寄付者限定の特別イベントとして、担当学芸員による展覧会ギャラリーガイドと青野館長を囲んでのカフェランチを開催した。いずれのイベントも「楽しく有意義なイベントだった」「会員になっていなかったら絶対にできないような素敵な時間を体験させていただいてとても感謝しております」といった好意的な感想が寄せられた。今後も群馬県内および東京・首都圏在住の会員双方にとって魅力的なプログラムを提供し、会員数の増加を目指して活動を推進してゆきたい。

会費・会員数推移

令和6年度は前年度にくらべ、会員数はほぼ横ばいとなったが、法人賛助会員1件が組織解散により継続されなかったことが、会費収入の減額に繋がった。

令和6年度末における会員総数は84件。新規加入14件、継続加入70件。

(単位:円、消費税込)

令和4年度		令和5年度		令和6年度	
会員数	会費金額	会員数	会費金額	会員数	会費金額
106	5,180,000	87	4,785,000	84	4,290,000

【2】カテゴリー別会員数

フレンズ会員 60 名、個人賛助会員 16 名、法人賛助会員 8 社

II. 庶務事項

A. 役員に関する事項

令和7年3月31日現在

(50音順)

役員	氏名	就任年月日	担当職務	職業
評議員	麻生和子	R1.6.19		一般財団法人アジア・カルチュラル・カウンシル日本財団 代表理事
評議員	大林剛郎	H23.11.1		株式会社大林組 取締役会長 兼 取締役会議長
評議員	佐藤陽一郎	R4.7.29		太陽グラントソントン税理士法人 代表社員 税理士
評議員	徳川義崇	H27.6.25		公益財団法人徳川黎明会 会長
評議員	原直道	H23.11.1		日本土地山林株式会社 代表取締役社長
評議員	丸山剛郎	H27.6.25		大阪大学名誉教授、特定非営利活動法人日本咬合学会 理事長、歯学博士

役員	氏名	就任年月日	担当職務	職業
理事長	原俊夫	H23.11.1	常勤	日本土地山林株式会社 取締役会長
常務理事	原洋子	R1.6.19	常勤	株式会社アータック 取締役
理事	國生肇	H23.6.30		國生肇法律事務所 弁護士
理事	坂本正	H23.6.30		学校法人高輪学園 理事長
理事	平野信行	R4.7.29		株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問
理事	安田信	H23.6.30		株式会社安田信事務所 代表取締役社長

役員	氏名	就任年月日	担当職務	職業
監事	千葉雄二	H27.6.25		千葉雄二税理士事務所 税理士
監事	野嶋慎一郎	H23.6.30		野嶋慎一郎法律事務所 弁護士

B. 職員に関する事項

令和7年3月31日現在

所 属	主な役職者、部署別人数	担 当 業 務
原美術館ARC	館長 青野和子	美術館統括 主任学芸員 教育プログラム事項 作品管理事項
	学芸部 3名	学芸事項
	管理部 1名	管理業務
理事長室	1名	国際プログラム事項 メンバーシップ事項
事務局	事務局長 加藤隆一	法人事務
合 計	7名	

(備 考)

1. 上記の他、アルバイトが常勤している。

C. 役員会事項

1. 評議員会

【第1回開催】令和6年6月11日

[報告事項]

(1) 令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業内容報告の件

[決議事項]

(1) 令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）計算書類承認の件

[結果] 報告事項について議長は、令和5年度の事業経過につき、理事長他担当学芸員等に説明を求め、別添資料に基づく詳細な説明がなされた。

第1号議案については、出席評議員全員一致をもって原案どおり承認可決した。

2. 理事会

【第1回開催】令和6年5月27日（理事会の決議があったものとみなされた日）

[決議事項]

(1) 令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業報告内容を報告し、計算書類等承認決議の件

(2) 定時評議員会招集決議の件

[結果] 令和6年5月20日、理事長原俊夫が理事及び監事全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該議案につき、令和6年5月27日に理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

【第2回開催】令和6年6月11日

[決議事項]

(1) 古美術作品寄附受入れ承認の件

[報告事項]

(1) 職務執行状況報告

[結果] 第1号議案について議長は、原俊夫理事長が所有している古美術品22点を当財団へ寄付したい旨の申し出があり、これを受け入れ当財団の基本財産にすることについて、これを出席者一同に諮ったところ、全員一致をもって原案通り承認可決した。

報告事項について常務理事から、本年4月に新卒の学芸員職員1名を採用したこ

とについて報告があった。また、来年3月に海外作家ジャネット カーディフを招聘しての展覧会を予定し、その費用確保のために協賛金を募る計画である旨の説明があった。

【第3回開催】 令和7年2月10日（理事会の決議があったものとみなされた日）

〔決議事項〕

（1）主たる事務所移転の件

当法人の主たる事務所を下記の通り移転することについて承認を求める。

主たる事務所移転先 東京都品川区北品川四丁目7番6号

主たる事務所移転日 令和7年2月10日

〔結果〕 令和7年1月16日、理事長 原俊夫が理事及び監事全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該議案につき、令和7年1月24日に理事の全員から書面により同意の意思表示があり、また監事の全員から異議なしとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条の規定及び定款第45条の規定により、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなされた。

【第4回開催】 令和7年3月12日

〔決議事項〕

（1）令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業計画及び収支算承認の件

〔報告事項〕

（1）令和6年度（令和6年4月1日から令和7年2月28日現在）事業執行状況報告の件

（2）原美術館ARC入館料一部改定について

〔結果〕 第1号議案について全員一致をもって原案通り可決承認した。

報告事項について議長は、令和6年度、令和6年4月1日以降の業務執行の状況説明のため、令和7年2月28日現在の別添資料に基づき、事業の推移と財政、損益の状況及び令和7年3月期の収支決算予想について説明し報告した。

また、入館料一部改定について、令和7年3月15日～5月11日の特別展示の期間、群馬県内の小中高生は入館料を無料とすることについて青野館長より説明があった。

D. 関連組織兼任事項

理事長原俊夫が役員を兼任する外部関連団体、役職
令和7年3月31日現在

1. ニューヨーク近代美術館国際評議会 名誉委員
2. ホノルル ミュージアム オブ アート 名誉評議員
3. 公益財団法人徳川黎明会 評議員
4. 公益財団法人大林財団 名誉評議員

E. 庶務

1. 博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準、望ましい基準
群馬県に対し「青少年を対象にした取り組み等に関する実績報告」を令和6年6月
28日に届出した。

Ⅲ. 委託付帯事業事項

原美術館 ARCにおいて株式会社アーテックが当財団より委託され営業している The Museum Shop 及びカフェ ダールの運営状況は次の通りである。

【1】物販 (The Museum Shop)

年間販売額	1,676 万円 (税別)	年間利用客数	5,963 名	
〔内訳〕 店舗販売	1,545 万円 (税別)	5,862 件	対総入館者比	22%
オンライン販売	108 万円 (税別)	91 件		
通販・卸・委託販売	23 万円 (税別)	10 件		

主な販売商品

オリジナルポストカード、オリジナルグッズ、草間彌生グッズ、奈良美智グッズ、鈴木康広グッズ、倉俣史郎ポスター、内倉ひとみマルチプル、コムデギャルソン香水、MiW ハンカチ、メガネピン、KISSO アクセサリーなど、約 1,000 品目。

【2】飲食 (カフェ ダール)

年間販売額	959 万円 (税別)	年間利用客数	8,920 名	対総入館者比	33%
-------	-------------	--------	---------	--------	-----

IV. 寄付金等に関する事項

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

寄付の目的	寄付者	領収金額	備考
1. 寄付金	個人	24,100,000	9件
	法人	9,300,000	3件
	寄付金計	33,400,000	
2. 助成金		0	
	助成金計	0	
合計		33,400,000	(内、使途指定寄付4件16,500,000)

事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	13,096,463	8,663,820	4,432,643
未収会費	5,000	13,000	△ 8,000
未収入金	1,865,526	1,506,829	358,697
前払金	0	12,550,000	△ 12,550,000
前払費用	19,800	8,800	11,000
流動資産合計	14,986,789	22,742,449	△ 7,755,660
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産（美術品）	1,297,131,666	1,264,920,666	32,211,000
基本財産（定期預金）	10,281,860	10,281,860	0
基本財産（貸付債権）	3,030,000,000	3,030,000,000	0
不可欠特定財産（美術品）	328,181,163	328,181,163	0
基本財産合計	4,665,594,689	4,633,383,689	32,211,000
(2) 特定資産			
作品修復費用引当預金等（普通預金）	36,849,423	34,938,523	1,910,900
特定資産合計	36,849,423	34,938,523	1,910,900
(3) その他固定資産			
什器備品	956,222	883,151	73,071
機械装置	1	1	0
ソフトウェア	153,100	275,580	△ 122,480
電話加入権	217,900	217,900	0
敷金	60,000	700,000	△ 640,000
その他固定資産合計	1,387,223	2,076,632	△ 689,409
固定資産合計	4,703,831,335	4,670,398,844	33,432,491
資産合計	4,718,818,124	4,693,141,293	25,676,831
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,078,043	3,962,687	△ 884,644
預り金	799,311	691,284	108,027
未払費用	1,410,424	1,319,667	90,757
前受金	3,300,000	0	3,300,000
未払消費税	1,162,400	1,638,700	△ 476,300
流動負債合計	9,750,178	7,612,338	2,137,840
負債合計	9,750,178	7,612,338	2,137,840
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	4,080,591,300	4,046,488,733	34,102,567
2. 一般正味財産	628,476,646	639,040,222	△ 10,563,576
正味財産合計	4,709,067,946	4,685,528,955	23,538,991
負債及び正味財産合計	4,718,818,124	4,693,141,293	25,676,831

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

什器備品、機械装置・・・定額法による減価償却を実施している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
美 術 品	1,264,920,666	32,211,000	0	1,297,131,666
定 期 預 金	10,281,860	0	0	10,281,860
貸 付 債 権	3,030,000,000	0	0	3,030,000,000
不可欠特定財産美術品	328,181,163	0	0	328,181,163
小 計	4,633,383,689	32,211,000	0	4,665,594,689
特定資産				
普 通 預 金 作品修復費用引当預金等	34,938,523	16,519,333	14,608,433	36,849,423
小 計	34,938,523	16,519,333	14,608,433	36,849,423
合 計	4,668,322,212	48,730,333	14,608,433	4,702,444,112

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち債務に対応する額)
基本財産				
美 術 品	1,297,131,666	(653,369,483)	(643,762,183)	(0)
定 期 預 金	10,281,860	(0)	(10,281,860)	(0)
貸 付 債 権	3,030,000,000	(3,030,000,000)	(0)	(0)
不可欠特定財産美術品	328,181,163	(328,181,163)	(0)	(0)
小 計	4,665,594,689	(4,011,550,646)	(654,044,043)	(0)
特定資産				
普 通 預 金 作品修復費用引当預金等	36,849,423	(36,849,423)	(0)	(0)
小 計	36,849,423	(36,849,423)	(0)	(0)
合 計	4,702,444,112	(4,048,400,069)	(654,044,043)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	4,332,122	3,375,900	956,222
機 械 装 置	122,350,000	122,349,999	1
ソ フ ト ウ ェ ア	612,400	459,300	153,100
合 計	127,294,522	126,185,199	1,109,323

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額	
受取寄附金取崩による振替額	14,608,433
合 計	14,608,433

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載しているため省略する。

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	30,300,203	30,562,393	△ 262,190
特定資産運用益	19,333	374	18,959
会費収入	3,900,029	4,350,032	△ 450,003
美術館入館料収入	34,813,436	27,826,458	6,986,978
講演会収入	286,371	275,141	11,230
資料販売収入	679,920	458,000	221,920
寄付金収入	31,508,433	39,303,980	△ 7,795,547
助成金収入	0	1,000,000	△ 1,000,000
雑収益	430,133	205,056	225,077
経常収益計	101,937,858	103,981,434	△ 2,043,576
(2) 経常費用			
美術館事業費	99,418,116	78,090,717	21,327,399
アートイン事業費	4,967,558	10,690,656	△ 5,723,098
メンバーシップ事業費	319,471	390,526	△ 71,055
講演会事業費	745,179	1,420,595	△ 675,416
管理費	984,663	1,111,713	△ 127,050
減価償却費	409,408	372,252	37,156
雑損失	5,666,129	3,938,841	1,727,288
経常費用計	112,510,524	96,015,300	16,495,224
当期経常増減額	△ 10,572,666	7,966,134	△ 18,538,800
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	9,090	30,000	△ 20,910
経常外収益計	9,090	30,000	△ 20,910
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	9,090	30,000	△ 20,910
当期一般正味財産増減額	△ 10,563,576	7,996,134	△ 18,559,710
一般正味財産期首残高	639,040,222	631,044,088	7,996,134
一般正味財産期末残高	628,476,646	639,040,222	△ 10,563,576
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	16,500,000	10,000,000	6,500,000
受贈美術品	32,211,000	0	32,211,000
一般正味財産への振替額	△ 14,608,433	△ 32,703,980	18,095,547
当期指定正味財産増減額	34,102,567	△ 22,703,980	56,806,547
指定正味財産期首残高	4,046,488,733	4,069,192,713	△ 22,703,980
指定正味財産期末残高	4,080,591,300	4,046,488,733	34,102,567
III 正味財産期末残高	4,709,067,946	4,685,528,955	23,538,991

正味財産増減計算書内訳表

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	合計
	展覧会事業	講演会事業	共通事業	小計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	30,300,203	30,300,203	0	30,300,203
基本財産定期預金受取利息	0	0	205	205	0	205
貸付金受取利息	0	0	30,299,998	30,299,998	0	30,299,998
特定資産運用益	0	0	19,333	19,333	0	19,333
特定資産受取利息	0	0	19,333	19,333	0	19,333
会費収入	3,900,029	0	0	3,900,029	0	3,900,029
法人賛助	3,181,822	0	0	3,181,822	0	3,181,822
個人	400,022	0	0	400,022	0	400,022
個人賛助	318,185	0	0	318,185	0	318,185
美術館入館料収入	34,813,436	0	0	34,813,436	0	34,813,436
講演会収入	0	286,371	0	286,371	0	286,371
資料販売収入	679,920	0	0	679,920	0	679,920
寄付金収入	14,608,433	0	16,900,000	31,508,433	0	31,508,433
法人	0	0	6,300,000	6,300,000	0	6,300,000
個人	0	0	10,600,000	10,600,000	0	10,600,000
受取寄付金振替額	14,608,433	0	0	14,608,433	0	14,608,433
雑収益	417,413	0	12,720	430,133	0	430,133
普通預金受取利息	0	0	12,720	12,720	0	12,720
雑収益	356,513	0	0	356,513	0	356,513
未使用入館料 (e-tix)	60,900	0	0	60,900	0	60,900
経常収益計	54,419,231	286,371	47,232,256	101,937,858	0	101,937,858
(2) 経常費用						
美術館事業費	97,331,099	2,087,017	0	99,418,116	0	99,418,116
給料手当	24,511,035	1,219,610	0	25,730,645	0	25,730,645
給与手当 (使用人兼務理事)	1,338,449	0	0	1,338,449	0	1,338,449
給与手当 (使用人兼務理事)	23,172,586	1,219,610	0	24,392,196	0	24,392,196
臨時雇用賃金	198,812	0	0	198,812	0	198,812
退職給付費用	205,200	10,800	0	216,000	0	216,000
社会保険料	4,459,662	234,719	0	4,694,381	0	4,694,381
福利厚生費	68,425	3,601	0	72,026	0	72,026
支払報酬	1,743,552	0	0	1,743,552	0	1,743,552
支払手数料	255,608	0	0	255,608	0	255,608
決済手数料	1,019,777	0	0	1,019,777	0	1,019,777
消耗品費	1,065,786	0	0	1,065,786	0	1,065,786
修繕費	2,486,028	0	0	2,486,028	0	2,486,028
什器備品費	153,081	0	0	153,081	0	153,081
旅費交通費	2,709,014	142,580	0	2,851,594	0	2,851,594
交際費	148,915	0	0	148,915	0	148,915
印刷製本費	781,710	0	0	781,710	0	781,710
広告宣伝費	1,773,305	0	0	1,773,305	0	1,773,305
通信運搬費	947,837	0	0	947,837	0	947,837
図書費	13,134	0	0	13,134	0	13,134
会議費	400,127	0	0	400,127	0	400,127
設営費	837,769	0	0	837,769	0	837,769
記録費	77,180	0	0	77,180	0	77,180
リース料	1,214,520	0	0	1,214,520	0	1,214,520
賃借料	12,000,000	0	0	12,000,000	0	12,000,000
保険料	3,633,450	0	0	3,633,450	0	3,633,450
光熱水料費	11,416,975	475,707	0	11,892,682	0	11,892,682
租税公課	4,150	0	0	4,150	0	4,150
警備料	2,312,865	0	0	2,312,865	0	2,312,865
太陽光発電経費	75,000	0	0	75,000	0	75,000
作品修復費用	22,818,182	0	0	22,818,182	0	22,818,182
アートイン事業費	4,967,558	0	0	4,967,558	0	4,967,558
原美術館ARC春夏展	2,345,446	0	0	2,345,446	0	2,345,446
支払報酬	119,671	0	0	119,671	0	119,671
支払手数料	33,809	0	0	33,809	0	33,809
消耗品費	6,700	0	0	6,700	0	6,700
旅費交通費	442,569	0	0	442,569	0	442,569
交際費	26,054	0	0	26,054	0	26,054

科 目	公益目的事業会計				法人会計	合計
	展覧会事業	講演会事業	共通事業	小計		
印刷製本費	19,920	0	0	19,920	0	19,920
広告宣伝費	51,500	0	0	51,500	0	51,500
通信運搬費	138,144	0	0	138,144	0	138,144
会議費	6,664	0	0	6,664	0	6,664
設営費	1,495,370	0	0	1,495,370	0	1,495,370
パーティ費用	4,445	0	0	4,445	0	4,445
租税公課	600	0	0	600	0	600
原美術館A R C秋冬展	2,622,112	0	0	2,622,112	0	2,622,112
支払報酬	78,206	0	0	78,206	0	78,206
支払手数料	2,900	0	0	2,900	0	2,900
消耗品費	76,000	0	0	76,000	0	76,000
修繕費	174,000	0	0	174,000	0	174,000
什器備品	27,040	0	0	27,040	0	27,040
交際費	1,602	0	0	1,602	0	1,602
印刷製本費	357,500	0	0	357,500	0	357,500
広告宣伝費	111,000	0	0	111,000	0	111,000
通信運搬費	141,707	0	0	141,707	0	141,707
会議費	2,880	0	0	2,880	0	2,880
設営費	1,649,277	0	0	1,649,277	0	1,649,277
メンバーシップ事業費	319,471	0	0	319,471	0	319,471
支払報酬	30,063	0	0	30,063	0	30,063
支払手数料	2,724	0	0	2,724	0	2,724
決済手数料	31,088	0	0	31,088	0	31,088
消耗品費	8,400	0	0	8,400	0	8,400
旅費交通費	9,110	0	0	9,110	0	9,110
交際費	57,246	0	0	57,246	0	57,246
印刷製本費	78,328	0	0	78,328	0	78,328
通信運搬費	79,238	0	0	79,238	0	79,238
設営費	8,637	0	0	8,637	0	8,637
パーティ費用	14,637	0	0	14,637	0	14,637
講演会事業費	0	745,179	0	745,179	0	745,179
支払報酬	0	381,693	0	381,693	0	381,693
支払手数料	0	2,300	0	2,300	0	2,300
消耗品費	0	15,621	0	15,621	0	15,621
旅費交通費	0	196,760	0	196,760	0	196,760
印刷製本費	0	19,492	0	19,492	0	19,492
通信運搬費	0	13,686	0	13,686	0	13,686
会議費	0	9,180	0	9,180	0	9,180
設営費	0	105,547	0	105,547	0	105,547
租税公課	0	900	0	900	0	900
管理費	0	0	0	0	984,663	984,663
支払手数料	0	0	0	0	44,865	44,865
消耗品費	0	0	0	0	34,968	34,968
旅費交通費	0	0	0	0	5,273	5,273
交際費	0	0	0	0	234,105	234,105
通信運搬費	0	0	0	0	64,313	64,313
会議費	0	0	0	0	272,519	272,519
電算機経費	0	0	0	0	183,600	183,600
賃借料	0	0	0	0	120,000	120,000
租税公課	0	0	0	0	25,020	25,020
減価償却費	0	0	409,408	409,408	0	409,408
什器備品減価償却額	0	0	286,928	286,928	0	286,928
ソフトウェア減価償却額	0	0	122,480	122,480	0	122,480
雑損失	3,800	0	5,662,329	5,666,129	0	5,666,129
経常費用計	102,621,928	2,832,196	6,071,737	111,525,861	984,663	112,510,524
当期経常増減額	△ 48,202,697	△ 2,545,825	41,160,519	△ 9,588,003	△ 984,663	△ 10,572,666
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
固定資産売却益	0	0	9,090	9,090	0	9,090
什器備品売却益	0	0	9,090	9,090	0	9,090
経常外収益計	0	0	9,090	9,090	0	9,090
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	9,090	9,090	0	9,090
一般正味財産期首残高	△ 574,641,368	△ 1,071,374	1,284,181,835	708,469,093	△ 69,428,871	639,040,222
一般正味財産期末残高	△ 622,844,065	△ 3,617,199	1,325,351,444	698,890,180	△ 70,413,534	628,476,646

科 目	公益目的事業会計				法人会計	合計
	展覧会事業	講演会事業	共通事業	小計		
II 指定正味財産増減の部						
受取寄付金	16,500,000	0	0	16,500,000	0	16,500,000
受取寄付金	3,000,000	0	0	3,000,000	0	3,000,000
作品修復費	10,000,000	0	0	10,000,000	0	10,000,000
企画展準備費用	3,500,000	0	0	3,500,000	0	3,500,000
受贈美術品	32,211,000	0	0	32,211,000	0	32,211,000
古美術品評価額	22,990,000	0	0	22,990,000	0	22,990,000
現代美術品	9,221,000	0	0	9,221,000	0	9,221,000
一般正味財産への振替額	△ 14,608,433	0	0	△ 14,608,433	0	△ 14,608,433
一般正味財産への振替額	△ 14,608,433	0	0	△ 14,608,433	0	△ 14,608,433
寄付金	△ 14,608,433	0	0	△ 14,608,433	0	△ 14,608,433
当期指定正味財産増減額	34,102,567	0	0	34,102,567	0	34,102,567
指定正味財産期首残高	34,511,020	0	4,011,977,713	4,046,488,733	0	4,046,488,733
指定正味財産期末残高	68,613,587	0	4,011,977,713	4,080,591,300	0	4,080,591,300
III 正味財産期末残高	△ 554,230,478	△ 3,617,199	5,337,329,157	4,779,481,480	△ 70,413,534	4,709,067,946

財産目録

令和 7年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現 金	原美術館ARC手元保管	運転資金として管理されている	393,556
	預 金	当座預金 三菱UFJ銀行京橋支店	運転資金として管理されている預金	28,787
		普通預金 三菱UFJ銀行京橋支店 三井住友銀行丸ノ内支店 群馬銀行伊香保出張所	運転資金として管理されている預金	12,674,120
	未 収 会 費	インターネット会員申込	メンバーシップ会費	5,000
	未 収 入 金	クレジットチケット売上	入館料	1,865,526
	前 払 費 用	株式会社ラクスライトクラウド	次期美術館事業費	19,800
流動資産合計				14,986,789
(固定資産)				
基本財産				
	美 術 品	絵画284点 版画170点 写真135点 工芸62点 彫刻45点 映像23点 書跡27点 ビデオ54点 その他76点	公目的保有財産、展覧会事業の使用に供している	1,297,131,666
	定 期 預 金	三菱UFJ銀行京橋支店	基本財産として管理されている預金	10,281,860
	貸 付 債 権	日本土地山林株式会社	基本財産として管理されている債権	3,030,000,000
特定資産				
	不可欠特定財産美術品	絵画52点 彫刻6点 工芸1点 書跡1点 その他3点	公目的保有財産、展覧会事業の使用に供している	328,181,163
	作品修復費用引当金等 普通預金	三菱UFJ銀行京橋支店	特定資産として管理されている預金	36,849,423
その他固定資産				
	什 器 備 品	ロードサイン等	公目的保有財産、展覧会事業の使用に供している	956,222
	機 械 装 置	太陽光発電設備	公目的保有財産である	1
	ソ フ ト ウ エ ア	PCA会計ソフト	公目的保有財産、美術館運営上必要な財産である	153,100
	電 話 加 入 権	電話加入権	公目的保有財産、美術館運営上必要な資産である	217,900
	敷 金	財団事務所賃借に伴う敷金	公目的保有財産、財団運営上必要な資産である	60,000
固定資産合計				4,703,831,335
資産合計				4,718,818,124
(流動負債)				
	未 払 金	電気料金等	展覧会事業に供する費用の未払	3,078,043
	預 り 金	従業員	源泉所得税、住民税	799,311
	未 払 費 用	従業員	社会保険料等、期末経過費用	1,410,424
	前 受 金	ブルームバーグ	ブルームバーグコネクツ アプリ導入費用	3,300,000
	未 払 消 費 税 等	品川税務署	消費税及び地方消費税 確定納付分	1,162,400
流動負債合計				9,750,178
負債合計				9,750,178
正味財産				4,709,067,946

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から

令和8年3月31日まで

公益財団法人アルカンシエール美術財団

令和7年度事業計画

I. 美術に関する展覧会、講演会等各種イベントの開催

(A) 展覧会

(a) 「この、原美術館 ARC という時間芸術」

特別企画「ジャネット カーディフ：40声のモテット」 *2024年度から継続

会期 特別企画および第1期：2025年3月15日—5月11日

第2期：2025年5月16日—7月6日

※5月12日—5月15日は一部展示替えのため休館

協賛 エルメスジャポン株式会社

会場 原美術館 ARC（現代美術ギャラリーA、B、Cおよび特別展示室・観海庵）

内容

移ろう自然の中で翼を広げる磯崎新建築の端正さに心動き、天窓からの自然光の下で個性あふれる作品と出会い、屋外に出ては草花の咲く庭に点在する宮脇愛子の《うつろひ》や多田美波の《明暗》に環境とともにある作品のあり方を観るといったように、原美術館 ARC での鑑賞体験は、個々の作品鑑賞にとどまらず、当館にあるひとつひとつの要素が、当館に身をおく時間や気象の変化とともに緩やかに繋がっていくという特徴をもつ。そのような原美術館 ARC はそれ自体が詩のような、音楽のような芸術、つまり時間芸術なのではないかと表明する展覧会とする。会期序盤は、特別企画として、カナダを拠点に活躍するジャネット カーディフのサウンドインスタレーション、《40声のモテット》を自然光あふれる磯崎新設計のギャラリーAに展示し、音が構築する彫刻的空間を体験する。

本作は、トマス タリス(16世紀イングランド王国の作曲家、王室礼拝堂オルガン奏者)作の40声の楽曲を再構成したもので、2001年の発表以来、世界各地で鑑賞されているカーディフの初期代表作である。楕円形に立ち並ぶ40台のスピーカーの一台一台から一人一人の声が聞こえ、徐々に声が重なり合い、やがて40人が今ここで歌声を響かせ合っているかのような臨場感を来館者は体験することができる。

一方、ギャラリーBとCには当館の収蔵作品から、2024年高松宮殿下記念世界文化賞を受賞したソフィ カルの《限局性激痛》を展示する。カルの“人生最悪の日”までのカウントダウンと、自身の心の痛みを他人の苦痛と交換することで徐々に痛みが薄れてゆく過程を観る／読むことで、カルのみならず鑑賞する我々の感情にも変化が生じてゆく。

5月16日からのギャラリーAには、李禹煥 が当館での個展（1991年）用に制作した大作の三連画《風と共に》や山本紉の《落下する水》シリーズなど、制作にも鑑賞にも時間の流れを伴う作品群を収蔵作品から選び、ここにしかない、原美術館 ARC という時間芸術を存分に堪能する機会とする。

出品作家（予定）

ジャネット カーディフ、ソフィ カル、剣持和夫、崔在銀、戸谷成雄、宮脇愛子、山本紉、李禹煥など

(b) コレクション展「トロイメライ」

会期 第1期：2025年7月12日—9月1日

第2期：2025年9月5日—2026年1月12日

※9月2日—9月4日は一部展示替えのため休館

会場 原美術館 ARC（展示室：現代美術ギャラリーA、B、Cおよび特別展示室・観海庵）

内容

私たちは夢を見る。夜ごと、あるいは歩きながら。目に見える色や聞こえる音、この手に触れているものの重さや温度など、知覚できるものだけが現実のすべてを作り上げているわけではないだろう。嬉しいことがあれば世界が輝いて見え、悲しいことがあれば人の声を遠くに感じることもある。気持ちや身体との相互作用は、自身に起きていることではあるのに夢のように曖昧で捉えがたく、誰かと共有することも難しいものだ。

ときにアーティストは、不確かなイメージをとらえようと多様な表現を試みてきた。彼らが思い描き生み出した作品は、私たちに新しいヴィジョンを見せてくれる。希望、理想、幻想、無意識、眠り…。作品に向き合うとき、それぞれ個別の「夢」を現実を重ねながら、鑑賞者はここでどのような「夢見ごと（トロイメライ）」を立ち上げるのだろうか。本展では、コレクションの中から作品を選びすぐり、誰もが身近に感じられながらもその多彩さゆえに謎めく「夢」をキーワードに作品を紐解いてゆきたい。

出品作家（予定）

現代美術：奈良美智、カレル アペル、宮脇愛子、シンディ シャーマン、フランチェスカ ウッドマン、横尾忠則、やなぎみわ、アンゼルク キーファー、ジョナサン ボロフスキーなど

古美術：狩野派寄合書のうち狩野探幽《李白観瀑図》他、手鑑《麗藻台》、円山応挙《山水図屏風》、《武蔵野図屏風》など

(c) 「コレクション展」（仮題）

会期 2025年3月中旬—3月31日 ※2026年9月中旬まで継続予定

会場 原美術館 ARC（展示室：現代美術ギャラリーA、B、Cおよび特別展示室・観海庵）

(B) 講演会等各種イベント

- (1) 「Meet the Artist: ジャネット カーディフ」の開催
- (2) アートを使った手話通訳実習（群馬大学との共催授業）
- (3) うちわづくりワークショップ（和紙を使った折り染め）2日間
- (4) うちわづくりワークショップ（大竹夏紀氏の指導、ろうけつ染め）1日間
- (5) 榎本浩子氏によるワークショップ（「トロイメライ」展関連企画として）
- (6) 屋外作品ガイドツアー（年間通して2回程度）
- (7) 担当学芸員によるギャラリーガイド（メンバー向け、一般向け、団体向け等通年）
- (8) 開架式収蔵庫ツアーガイド（メンバー向け、一般向け、団体向け等通年）
- (9) 対話型作品鑑賞会（「対話型アート鑑賞ラボ」との連携企画）1日間
- (10) 学校の先生を対象とした無料鑑賞日 6日間
- (11) 柿の木プロジェクト 原美術館 ARC での植樹 20周年記念イベントの開催【調整中】
- (12) ピアノコンサート（近隣他館との連携企画）【調整中】

II. 現代美術に関する国際交流

- (A) 当館への招聘 予定なし
- (B) 海外への派遣 予定なし

III. メンバーシップに関する活動

メンバーシッププログラムは、法人賛助会員、個人賛助会員、フレンズ（一般会員）を対象に、精神的・経済的支援を目的として運営されている。会員には様々な特典が用意されており、その中でも毎月第一日曜日に開催される「メンバー限定開架式収蔵庫ツアー」が特に好評を博している。

このツアーでは、通常非公開の収蔵庫を特別に見学できるほか、ギャラリーガイドや屋外作品の解説など、内容を変えながら美術館とコレクションへの理解を深める機会を提供している。また令和6年度には、賛助会員と寄付者限定のイベントとして、担当学芸員による展覧会ギャラリーガイドと青野館長を囲んでのカフェランチを開催し、こちらも好評を得た。

令和7年度も同様のイベントを継続し、参加者の知的好奇心を満たすとともに、当館ならではの特別な体験を提供する予定である。これらの取り組みにより、美術館をサポートすることで得られる満足度を高めたい。

また群馬県外在住のため頻繁に来館することの難しい会員や、特典を活用することのできない

冬季休館中の活動の一助としても有効な館外訪問型のイベント「アートイントウン」も引き続き開催する予定としている。

さらに、新規会員獲得のため、館内掲示の見直しや SNS の活用など、周知活動にも注力する計画である。特に SNS を効果的に活用することで、美術館の魅力を幅広い層に発信し、潜在的な来館者の興味を引くことを目指したい。

IV. 所蔵作品の貸し出し

(1) 貸出先：茨城県立歴史館

期間：2024年12月17日から2025年4月中旬（前年度より継続中）

理由：「開館50周年記念 雪村 一常陸に生まれし遊歴の画僧一」展（2025年2月15日から4月6日）への貸し出しのため

作家名：雪村

作品名：《列子御風図》（室町時代）

(2) 貸出先：鳥取県立美術館

期間：2025年3月2日から6月下旬（前年度より継続中）

理由：「アート・オブ・ザ・リアル 時代を超える美術」展（2025年3月30日から6月15日）への貸し出しのため

①作家名：円山応挙

作品名：《淀川両岸図巻》（本図）（江戸時代）

②作家名：スラシ クソンウォン

作品名：《Small is Beautiful- Gerhart Richter（小さいことは美しい-ゲルハルト リヒター）》（2001年）

③作家名：スラシ クソンウォン

作品名：《Small is Beautiful- Floating Market（小さいことは美しい-水上市場）》（2001年）

V. 所蔵作品の画像の貸し出し

作家のレゾネや図工・美術の教科書、副読本や装丁本、あるいは研究者の論文等、要請に応じて画像の貸し出しを行う。

VI. 美術に関する情報の収集と発信

原美術館 ARC 公式ホームページ、X（旧ツイッター）やインスタグラムを活用し、より端的かつ速やかなる情報の発信を目指す。同時に、引き続き国内外の美術情報を収集し、その整理に努め、レファレンスにも迅速に対応してゆき、美術館としての使命を果たす。

VII. 美術作家に対する援助

芸術活動推進の為の種々の便宜供与を提供する。

VIII. ラーニングプログラムに関する活動

事例の調査収集に努め、また、学校現場との連携や、自治体、青少年団体、企業団体等からの要請を受け、広い世代を対象とする生涯教育を目的とした各種ラーニングプログラムの充実強化を図る。

IX. 作品修復・保存

<現代美術>

アニッシュ カプーア作《虚空》（1992年）、斎藤義重《作品14》（1961年）、アンディ ウォーホル《キャンベルズ トマト スープ》（1981年、屋外作品）ほかの修復作業を行う。

<古美術>

2021年度（令和3年度）に原家より受贈した作品111点中、仏教絵画5点の修復を継続して実施する。

（2025年5月頃までの予定）

1. 七佛曼荼羅
2. 十一面観音図
3. 法華曼荼羅図
4. 宝冠釈迦図
5. 阿弥陀三尊来迎図

X. 所蔵作品をはじめとする資料のデジタル化およびデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

2024 年秋より、DX 推進事業の一環として、Bloomberg Philanthropies が制作したスマートフォン用アプリ、「Bloomberg Connects」へ参加した。（2025 年 3 月末公開予定）「Bloomberg Connects」は、世界の文化施設（例：MoMA、グッゲンハイム美術館など）を紹介する無料のデジタルガイドであり、同社が運営するアプリツールである。主にスマートフォンを用いて館内に掲示された QR コードを読み込むことで、作品の音声ガイドや解説を楽しむことができる。またアプリは来館しなくても利用可能であり、今後は一部のコレクション情報（作品図版・制作年等の基本情報・作品解説）へいつでもどこでもアクセス可能となる。これらは資料の公共化への対応となるほか、学校教育・生涯学習などへの資料活用の可能性も見込まれる。

令和 7 年度 収支予算書

令和 7 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 31 日まで

公益財団法人アルカンシエール美術財団

収支（正味財産増減）予算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額 (a)	前年度予算額 (b)	増 減 (a)-(b)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	30,300,000	30,300,000	0
会費収入	3,922,000	3,922,000	0
美術館入館料収入	36,120,000	29,049,000	7,071,000
講演会収入	126,000	1,036,000	△ 910,000
資料販売収入	100,000	400,000	△ 300,000
寄付金収入	17,696,000	43,509,000	△ 25,813,000
助成金収入	3,550,000	0	3,550,000
協賛金収入	3,000,000	0	3,000,000
雑収益	260,000	130,000	130,000
経常収益計	95,074,000	108,346,000	△ 13,272,000
(2) 経常費用			
美術館事業費	96,587,000	97,372,000	△ 785,000
アートイン事業費	13,064,725	5,900,000	7,164,725
海外交流事業費	0	300,000	△ 300,000
メンバーシップ事業費	791,500	1,746,000	△ 954,500
講演会事業費	1,100,000	2,733,000	△ 1,633,000
管理費	922,000	1,136,000	△ 214,000
減価償却費	414,000	372,000	42,000
経常費用計	112,879,225	109,559,000	3,320,225
当期経常増減額	△ 17,805,225	△ 1,213,000	△ 16,592,225
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 17,805,225	△ 1,213,000	△ 16,592,225
一般正味財産期首残高	638,238,163	639,312,728	△ 1,074,565
一般正味財産期末残高	620,432,938	638,099,728	△ 17,666,790
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	1,700,000	0	1,700,000
一般正味財産への振替額	△ 11,296,000	△ 33,109,000	21,813,000
当期指定正味財産増減額	△ 9,596,000	△ 33,109,000	23,513,000
指定正味財産期首残高	4,095,199,733	4,046,488,733	48,711,000
指定正味財産期末残高	4,085,603,733	4,013,379,733	72,224,000
III 正味財産期末残高	4,706,036,671	4,651,479,461	54,557,210

収支（正味財産増減）予算書内訳表

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計				法人会計	合計
	展覧会事業	講演会事業	共通事業	小計	法人会計	
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	30,300,000	30,300,000	0	30,300,000
会費収入	3,922,000	0	0	3,922,000	0	3,922,000
美術館入館料収入	36,120,000	0	0	36,120,000	0	36,120,000
講演会収入	0	126,000	0	126,000	0	126,000
資料販売収入	100,000	0	0	100,000	0	100,000
寄付金収入	11,296,000	0	6,400,000	17,696,000	0	17,696,000
助成金収入	3,550,000	0	0	3,550,000	0	3,550,000
協賛金収入	3,000,000	0	0	3,000,000	0	3,000,000
雑収益	260,000	0	0	260,000	0	260,000
経常収益計	58,248,000	126,000	36,700,000	95,074,000	0	95,074,000
(2) 経常費用						
美術館事業費	96,587,000	0	0	96,587,000	0	96,587,000
アートイン事業費	13,064,725	0	0	13,064,725	0	13,064,725
メンバーシップ事業費	791,500	0	0	791,500	0	791,500
講演会事業費	0	1,100,000	0	1,100,000	0	1,100,000
管理費	0	0	0	0	922,000	922,000
減価償却費	0	0	414,000	414,000	0	414,000
経常費用計	110,443,225	1,100,000	414,000	111,957,225	922,000	112,879,225
当期経常増減額	△ 52,195,225	△ 974,000	36,286,000	△ 16,883,225	△ 922,000	△ 17,805,225
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 52,195,225	△ 974,000	36,286,000	△ 16,883,225	△ 922,000	△ 17,805,225
一般正味財産期首残高	0	0	638,238,163	638,238,163	0	638,238,163
一般正味財産期末残高	△ 52,195,225	△ 974,000	674,524,163	621,354,938	△ 922,000	620,432,938
II 指定正味財産増減の部						
受取寄付金	1,700,000	0	0	1,700,000	0	1,700,000
一般正味財産への振替額	△ 11,296,000	0	0	△ 11,296,000	0	△ 11,296,000
当期指定正味財産増減額	△ 9,596,000	0	0	△ 9,596,000	0	△ 9,596,000
指定正味財産期首残高	0	0	4,095,199,733	4,095,199,733	0	4,095,199,733
指定正味財産期末残高	△ 9,596,000	0	4,095,199,733	4,085,603,733	0	4,085,603,733
III 正味財産期末残高	△ 61,791,225	△ 974,000	4,769,723,896	4,706,958,671	△ 922,000	4,706,036,671

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人に認定に関する法律（平成18年法律第19号）第5条第13号及び定款第20条第1項並びに定款第37条1項の規程に基づき、公益財団法人アルカンシェール美術財団の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員等の報酬は、定款の規定に基づき支給しない。ただし、定款を変更し、役員等に報酬を支給する場合は、以下の条項に従い支給することが出来る。

2 役員等に報酬を支給する場合には、本規程に基づき、本給及び通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬は、その月の月額金額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、前日に支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 役員等の報酬は、原則支給しない。ただし、役員等の報酬を支給する場合は、以下の方法により支給することが出来る。

2 理事の報酬は、定款を変更のうえ、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

3 監事の報酬は、定款を変更のうえ、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

4 評議員の報酬は、定款に定められた総額の範囲内において、具体的な支給額は評議員会で決定するものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、人事制度運用規程第24条に規定する通勤手当の支給要件に該当する者の例に準じて支給する。

(特別手当)

第7条 特別手当（賞与、業績給）は、支給しない。

（日割計算）

第8条 新たに役員等になった者には、その日から、役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

2 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

3 日割の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として出勤した日数を日割りによって計算する。

（端数の処理）

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げて支給するものとする。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人アルカンシエール美術財団の設立登記のあった日から施行する。

平成30年 6月 30日

公益財団法人アルカンシエール美術財団

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話：03-5423-1603（直通）

F A X：03-5423-1610

電子メール：info@haramuseum.or.jp

（参考）国家公務員法等の規定

- 国家公務員法（昭和22 年法律第120 号）第106 条の24 第1 項第4 号
- 独立行政法人通則法（平成11 年法律第103 号）第54 号の2 第1 項において準用する国家公務員法第106 号の24 第1 項第4号
- 職員の退職管理に関する政令（平成20 年政令第389 号）第32条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20 年政令第390 号）第18条
- 職員の退職管理に関する内閣官房令（平成20 年内閣府令第83 号）第9条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成20 年内閣府令第84 号）第8条